

緑の募金による「森林整備事業」助成金交付要領

第1 目的

この要領は、「緑の募金」による広域的な森林の整備を促進するために実施する「森林整備事業」に対して、その経費を助成（以下「助成金」という。）するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 助成金の対象者

次の団体等を助成金の対象とする。

- 1 ボランティア団体
- 2 市町村緑化推進協議会等
- 3 森林組合（公共事業として採択ができない事業又は地域で、かつ地形等から勘案して上記1及び2の団体では対応が困難である場合、若しくは森林組合又は森林組合の区域外である町村が広くボランティアを募集して実施する場合）

第3 助成金の対象となる事項とその内容

助成金の交付対象となる事項とその内容は次のとおりとする。

- 1 次のうち何れかに該当する場合をいう。
 - ①森林の整備作業に参加する者を募集するとき、その対象者の範囲が複数の市町（広域）である場合。
 - ②対象地が水源林又はそれに準じる機能をもつ森林である場合
「森林整備」とは、「森林・原野等への植栽（街路樹等の植栽を除く）・下刈・整理伐・枝打・間伐及びそれらの作業を実施するのに必要な作業道・歩道の整備をいう。

第4 助成金の交付対象経費

別表のとおり（事業期間は単年度とし、県緑化推進協会の会計年度内でかつ5月10日までに事業を完了見込みのものに限る）

原則として、10万円以内とする。

但し、これを超える場合は、別途協議することが出来る。

また、事業が年間計画の場合、事業着手後に交付金の一部が必要なときは、助成金決定額の1/2以内の額を（様式3）により、請求することが出来る。

第5 申請書の提出

助成金交付申請書（様式1号）を県の地方機関を經由して県緑化推進協会に提出するものとする。

第6 決定通知

申請書の提出を受けた県緑化推進協会は、内容を調査のうえ、予算の定める範囲内で決定通知書（様式2号）を交付するものとする。

第7 実績（及び請求）書の提出

事業が完了したら、申請者は「様式4号」による実績（請求）書を県緑化推進協会に提出するものとする。

第8 この交付要領は令和5年度事業より適用する。

(別紙様式)

緑の募金による「森林整備事業」の実施に関する確認調書

_____が、平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日、
において実施した緑の募金による「森林整備事業」の内容は下記のとおりであることを確認し
ました。

平成 年 月 日

(職氏名)

確認者

印

記

1 実施日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

2 実施場所

市
町

3 事業の内容

4 実施面積等

約 ヘクター 又は 延長 m

(別表)

「助成金」の交付対象経費

交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

団体等	科目	区分	細分	摘要
ボランティア団体等が募集により実施する場合	行動費	受入れ施設費	宿舎、寝具借上げ等	公共施設等宿舎として一括借り上げする場合のみ
		交通費	人員輸送	人員輸送車借上げ料
			公共交通	集合・解散場所から作業現地までの実費
		保険料		ボランティア等傷害保険料
	環境整備費	作業道等整備費		作業道、歩道等整備経費
	資材費	機械・器具	購入	
			借上げ	
			損料	
		苗木		
	資材等運搬費	運搬費		車両借り上げ料
	指導者経費	謝金		
	事務費	事務用品費		
		印刷費		
		通信費		
その他				
森林組合が実施する場合		<p>対象事業費の算出は次の要領による</p> <p>1. 森林組合が直接実施する場合</p> <p>「長崎県造林補助金交付要綱」にもとづき、森林保全整備事業等で定める各種事業の標準単価を準用するものとし、これに労災保険料を加算した額に事業量に乗じたものを事業費とみなして、この額を助成金の対象とする。</p> <p>2. 森林組合又は森林組合の区域外である町村がボランティアを募集して実施する場合</p> <p>「ボランティア団体等が募集により実施する場合」を適用する。</p>		

様式 1 号

緑の募金による「森林整備事業」助成金交付申請書

令和 年 月 日

(公社)長崎県緑化推進協会

理事長

様

申請人

〒

住 所

法人・団体の名称

代表者氏名

印

下記の活動を行いたいのので、「緑の募金」の支援を要望します。

記

1. 事業名

2. 事業目的

3. 事業内容

4. 事業場所（位置図添付）

面積

ヘクタール

延長

メートル

5. 現地の状況（可能な限り写真添付）

6. 事業実施希望期間

令和 年 月 ～ 令和 年 月

7. 事業実施スケジュール

8. 事業実行に必要な人数（見込み数）

9. 必要人数の確保方法

10. 事業完了後の維持管理の方法等

11. 資金計画書

区 分		予算額(千円)	内 訳
収 入 の 部	緑の募金助成金		
	自己資金		
	その他の助成金		
	計		
支 出 の 部	緑の募金助成金の使用内訳		
	小 計		
自己資金等の使用内訳			
	小 計		
	計		

12. 申請者の概要（ボランティア団体等の場合のみ）

法人・団体の設立年月日
連絡先 電話番号 FAX番号
会員数
活動目的
主な活動内容
主な活動エリア

様式 2 号

令和 年度緑の募金による「森林整備事業」助成金交付決定通知書

令和 年 月 日

様

(公社) 長崎県緑化推進協会
理事長

令和 年 月 日付で交付申請のあった緑の募金による「森林整備事業」について、
下記のとおり助成金の交付を決定します。

記

助成金交付決定額 円

様式3号

令和 年度緑の募金による「森林整備事業」概算請求書

令和 年 月 日

(公社)長崎県緑化推進協会

理事長 様

住 所

法人・団体の名称

代 表 者 氏 名

印

令和 年 月 日付で交付決定通知を受けた、平成 年度緑の募金による「森林整備事業」について、下記により助成金の概算を請求します。

記

1. 事業内容

2. 助成金決定額

3. 概算請求の理由等

4. 概算請求書

千円

5. 送金指定口座

①銀行名・支店名

②普通・当座別 口座番号

③名義人(ふりがな)

様式 4 号

平成 年度緑の募金による「森林整備事業」実績報告（請求）書

令和 年 月 日

（公社）長崎県緑化推進協会

理事長 様

住 所

法人・団体の名称

代 表 者 氏 名

印

令和 年 月 日付で交付決定通知を受けた、平成 年度緑の募金による「森林整備事業」について、事業が完了したので下記のとおり実績報告書を提出するとともに、助成金円の交付を請求します。

記

1. 事業内容

（事業の項目、規模等）

2. 完了年月日

3. 事業場所

(別添図面)

4. 資金使途精算書

(別添)

5. 写 真

(別添)

6. 振込先と口座番号

① 金融機関名

(銀行、農協)

② 口座名義人名 (ふりがな)

③ 口座番号

- (注) 1 緑の募金により実施したことを示す木製標柱を必ず設置して写真を添付すること。
2 資材等の領収書を添付すること。

資金精算書

区 分		予算額 (円)	精算額 (円)	内 訳
支 出 の 部	緑の募金助成金			
	自己資金			
	その他の助成金			
	計			
支 出 の 部	緑の募金助成金の使用内訳			
	小 計			
自己資金等の使用内訳				
	小 計			
	計			

〔この事業を導入するにあたっての基本的な考え方〕

- 1 緑の募金の活用にあたり、法律で認められた「森林の整備」を少しでも適用、拡大したいこと
- 2 実施主体を、本来の「ボランティア団体等」でもあることの外に実質的な作業のできる「森林組合」を加えたこと
ただし、この場合、原資が「募金」によるものであることに理解をいただき、森林組合としてもボランティア精神を加味して、事業費のふくらみを押さえるようご協力いただきたいこと。
- 3 土地の提供者を個人、市町村、県、国にかかわらず、地域としてとらえてほしいこと（承諾書又は依頼書の徴収を要す）
- 4 単独市町村内の事業は極力市町村交付金の中で活用するようお願いしたいこと。
- 5 大がかりな「ボランティア団体の支援活動」は国土緑化推進機構が実施する事業を適用するよう指導していただきたいこと（県内ミニチュア版）
- 6 事務手続きを極力簡略化したいこと
- 7 検査等に県の応援をお願いしたいこと

緑の募金関係要領等つづり

(公社)長崎県緑化推進協会

目 次

緑の募金交付要領	P 1 ~ P 7
----------	-----------

県緑化推進協会から市町村に交付する緑化等
交付金に関することの手続きを定めたもので
全市町村が対象になります。

緑の募金による「森林整備事業」 助成金交付要領	P 8 ~ P 21
----------------------------	------------

広域的な森林の整備を実施する諸団体に対する
交付手続きを定めたもので事業を要望する団体
等が対象となります。

「県民参加の森林づくり事業」 実施要領	P 22 ~ P 25
------------------------	-------------

比較的小規模な植栽事業を団体等が実施する
場合の助成手続きを定めたもので事業を要望
する団体等が対象となります。

改正の主な理由

1 助成対象者に「森林組合」が含まれるが、森林組合の区域外町村（8町村）が存在し、通常の補助事業関連申請事務はこの町村が対応している実態を勘案して、当該町村については森林組合並みの適用をすることとする。

2 （注1）の表現を若干追補する。

3 （別表）助成金交付対象経費の、森林組合が実施する場合の内容を分類し、森林組合自身が直接実施する場合と、ボランティアを募集して実施する場合に区分して表現する。

改正の箇所と内容

別紙のとおり

同要領第2の3、第3の1の（注）及び別表の「森林組合が実施する場合」の説明文のうち、下線標示部分をそれぞれ追加変更した。